

議第2号

小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

令和5年(2023年)11月20日提出
長野県都市計画審議会長

5都第419号
令和5年(2023年)11月6日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

1 申請者

小諸市大字平原309番地 1

イー・ステージ株式会社 代表取締役 鈴木 宏信

2 敷地の位置

小諸市大字平原字長野原309番地1 他 1 9 筆

佐久市大字小田井字後原473番地1 他 1 5 筆

3 計画敷地の概要

- 敷地面積：31,285m²
- 主要用途：一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設
- 工事種別：増築

(m²)

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	372.60	7,516.96	7,889.56
延べ面積	563.44	8,198.71	8,762.15

処理内容及び処理能力

資料2-1

○今回申請処理施設

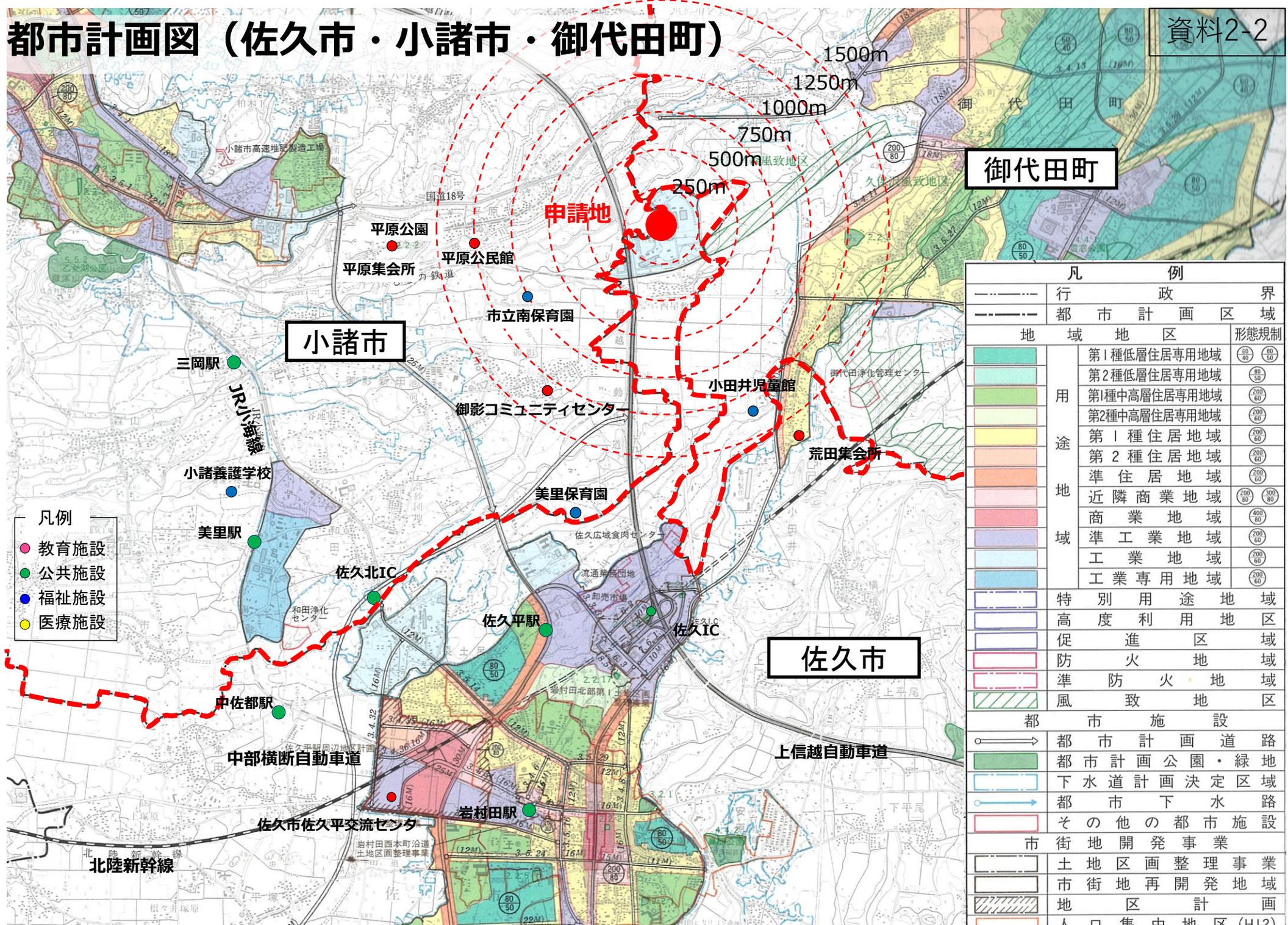
施設の種類	種別	計画処理能力	処理対象
焼却施設	1台 新設	50t/日	一廃・産廃

○その他の処理施設（既設施設/各1台）

施設の種類	能力	処理対象	施設の種類	能力	処理対象
焼却施設	90 t/日	一廃・産廃 (廃止予定)	粉碎施設	160 t/日	一廃
	20 t/日	一廃・産廃		72 t/日	一廃
破碎施設	120 t/日	産廃	圧縮施設	24 t/日	産廃
	96 t/日	一廃・産廃		6 t/日	産廃
がれきの破碎施設	256 t/日	産廃	溶融固化施設	0.72 t/日	産廃
乾電池破碎施設	160 t/日	一廃・産廃	蛍光管処理施設	19.6 t/日 (破碎)	一廃・産廃
セメント混練施設	158.4 t/日	一廃・産廃		2.4 t/日 (脱水)	一廃・産廃
	0.72 t/日	一廃・産廃	選別施設	1,000 t/日	産廃
	194.04 t/日	一廃・産廃		管理型最終処分場	埋立面積
	86.24 t/日	一廃・産廃	1,053.86 m		
ふるい施設	180 t/日	一廃・産廃	遮断型最終処分場	埋立面積	産廃
			42.5 m		

都市計画図（佐久市・小諸市・御代田町）

資料2-2



御代田町

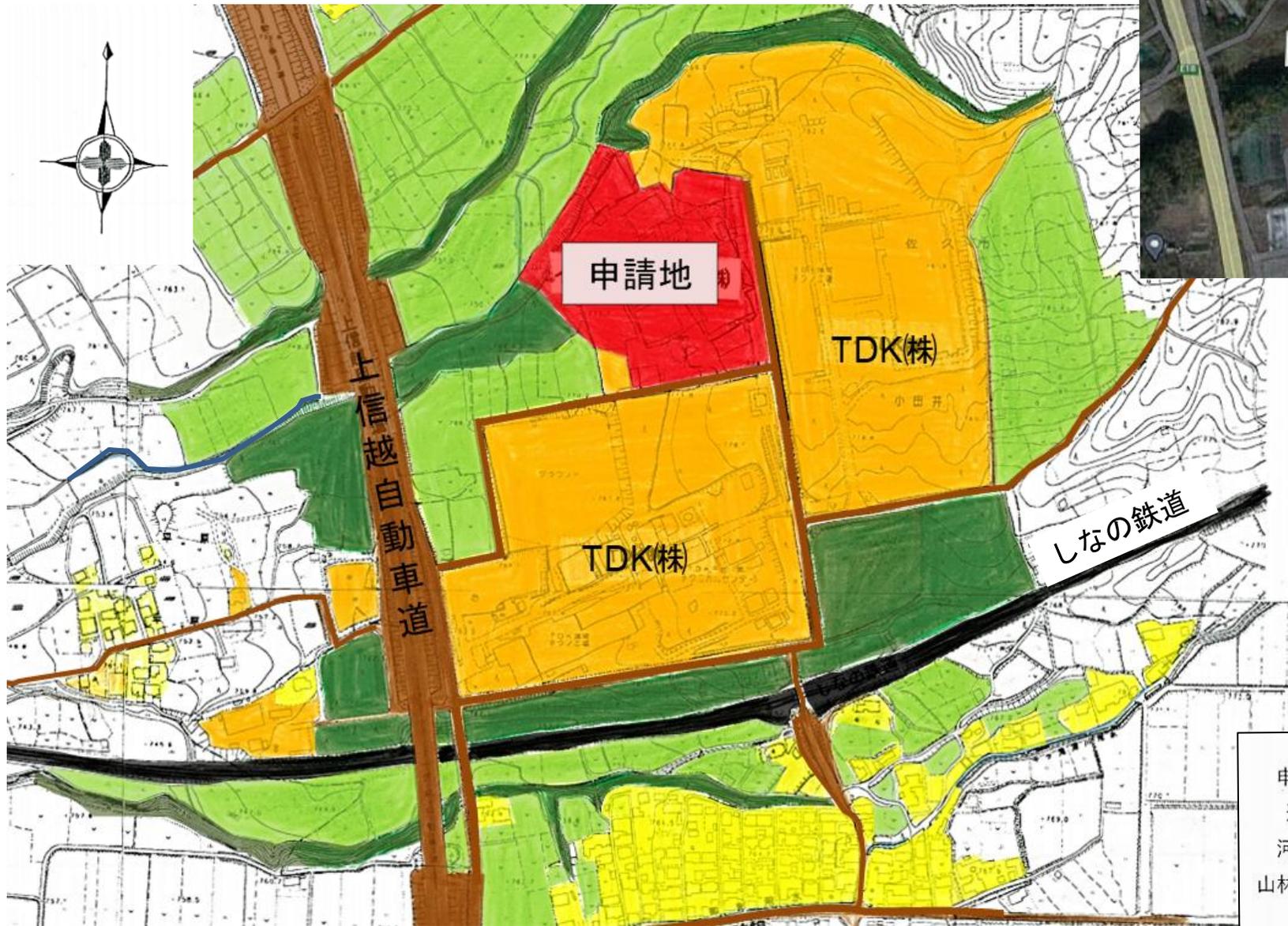
小諸市

佐久市

- 凡例
- 教育施設
 - 公共施設
 - 福祉施設
 - 医療施設

凡 例		形態規制
-----	行政界	
-----	都市計画区域	
	地域地区	
用途地	第1種低層住居専用地域	(50/50)
	第2種低層住居専用地域	(80/80)
	第1種中高層住居専用地域	(200/60)
	第2種中高層住居専用地域	(200/60)
	第1種住居地域	(200/60)
	第2種住居地域	(200/60)
	準住居地域	(200/60)
	近隣商業地域	(200/80) (300/80)
	商業地域	(400/80)
	準工業地域	(200/60)
工業地域	(200/60)	
工業専用地域	(200/60)	
	特別用途地域	
	高度利用地区	
	促進区域	
	防火地域	
	準防火地域	
	風致地区	
都市施設		
→	都市計画道路	
■	都市計画公園・緑地	
□	下水道計画決定区域	
→	都市下水路	
□	その他の都市施設	
市街地開発事業		
□	土地区画整理事業	
□	市街地再開発地域	
□	地区計画	
□	人口集中地区(H12)	

周辺土地利用図



航空写真

申請地		住宅地	
道路		非住宅地	
河川等		農地	
山林・原野		鉄道	

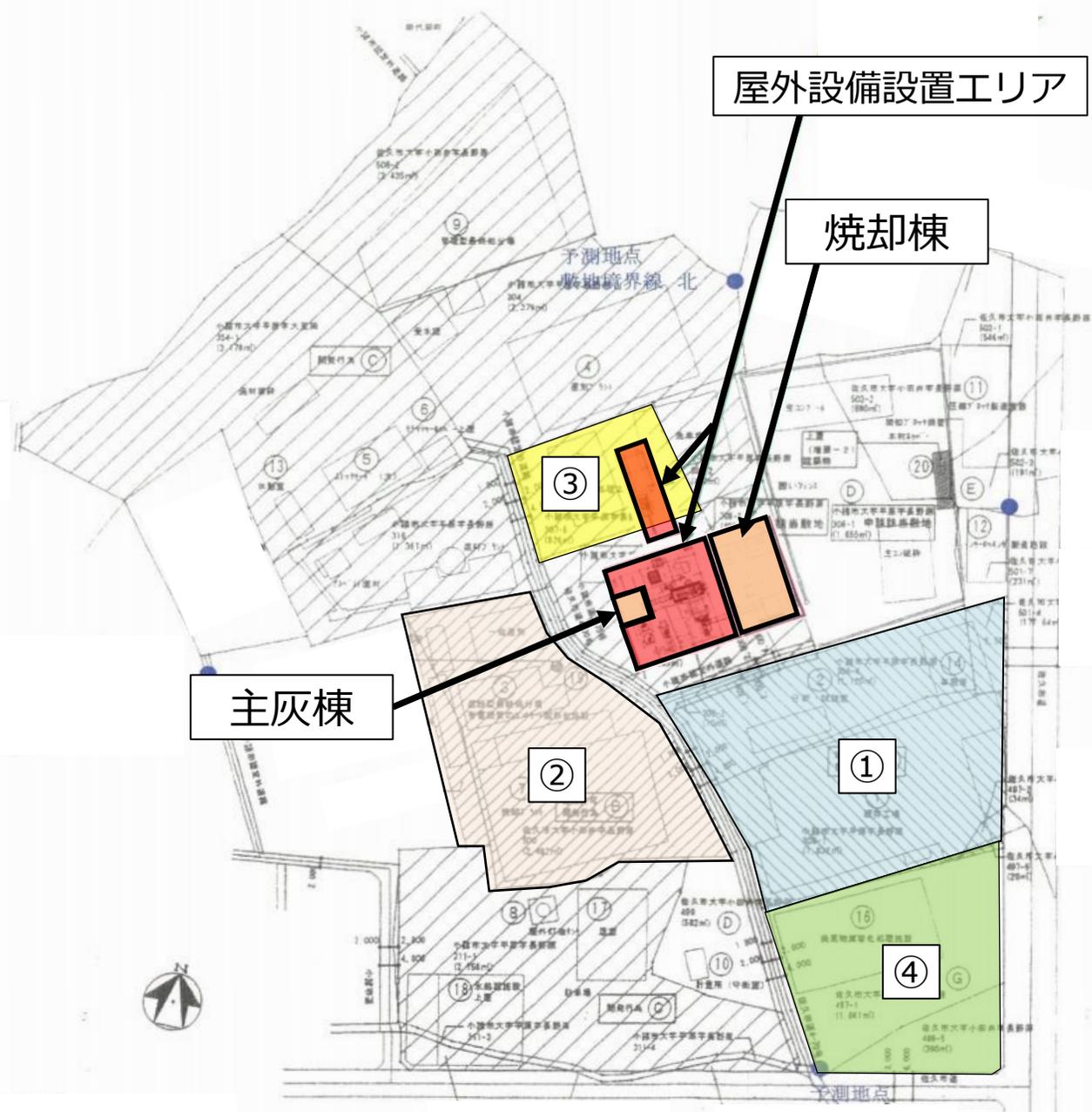
配置図



	施設種類	能力	処理方法
①	焼却施設	90 t/日	焼却
②		20 t/日	焼却
③	破砕施設	120 t/日	破砕
④		96 t/日	破砕
⑤	がれき破砕施設	256 t/日	破砕
⑥	乾電池破砕施設	160 t/日	破砕
⑦	セメント混練施設	158.4 t/日	セメント混練
⑧		0.72 t/日	セメント混練
⑨		194.04 t/日	セメント混練
⑩		86.24 t/日	セメント混練
⑪	ふるい施設	180 t/日	振動ふるい
⑫	粉砕施設	160 t/日	粉砕
⑬		72 t/日	粉砕
⑭	圧縮施設	24 t/日	圧縮
⑮		6 t/日	圧縮
⑯	溶融固化施設	0.72 t/日	溶融固化
⑰	蛍光管施設	19.6 t/日	破砕・洗浄・乾燥・選別
⑱		2.4 t/日	脱水
⑲	選別施設	1000t/日	選別
⑳	管理型最終処分場	1,053.86 m ²	最終処分
㉑	遮断型最終処分場	42.5 m ²	最終処分
㉒	焼却施設 (新設)	50t/日	焼却

	申請建築物		敷地境界線
	既設建築物		行政界
	新設焼却施設		

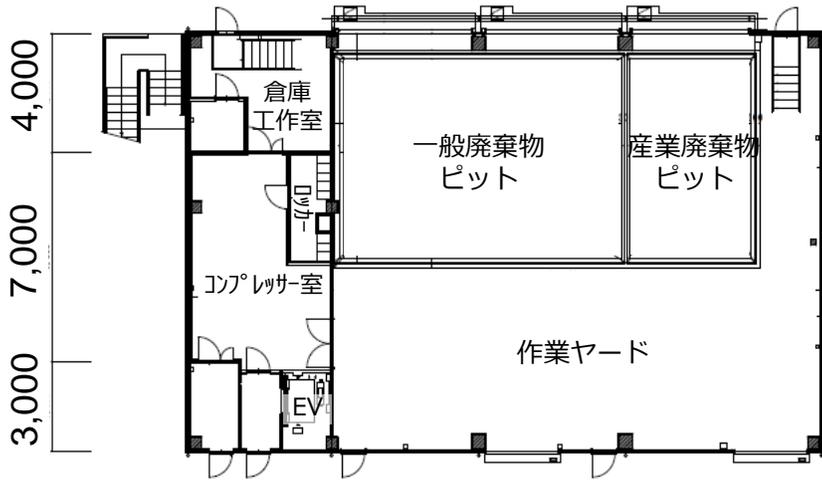
51条許可の経緯



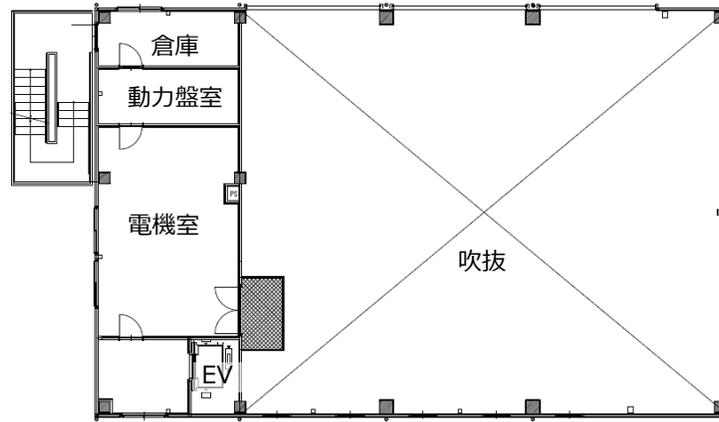
	許可日	許可内容
①	H2.2.22	廃プラ、金属くず、建築廃材の中間処理施設
	H5.11.8	廃プラ破砕 (160 t/日) 廃酸等の分解施設 (240 t/日) 汚泥の脱水 (57.6m ³ /日) 乾電池の破砕 (160 t/日)
②	H3.9.25	有害汚泥コンクリート固化施設
	H4.11.25	汚泥、廃油、廃プラ焼却 (90 t/日) 廃プラ破砕 (20 t/日)、敷地増
③	H7.6.22	廃プラ等の破砕 (19.6 t/日) 汚泥の脱水 (21.6m ³ /日)
④	H8.6.24	廃プラ等の破砕 (5 t/日超) 一般廃棄物の破砕 (5 t/日以上)

申請建物平面図

<焼却棟>

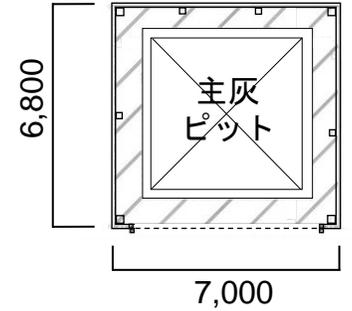


1階平面図

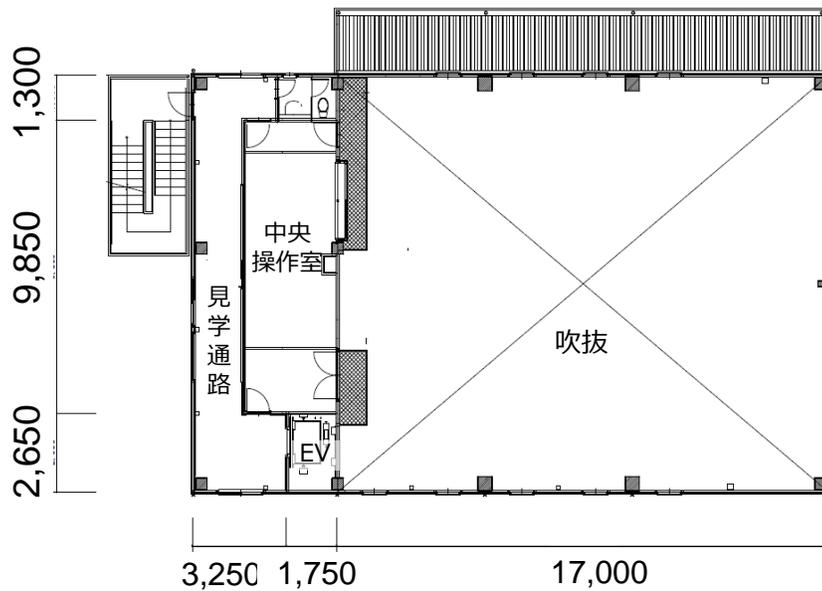


2階平面図

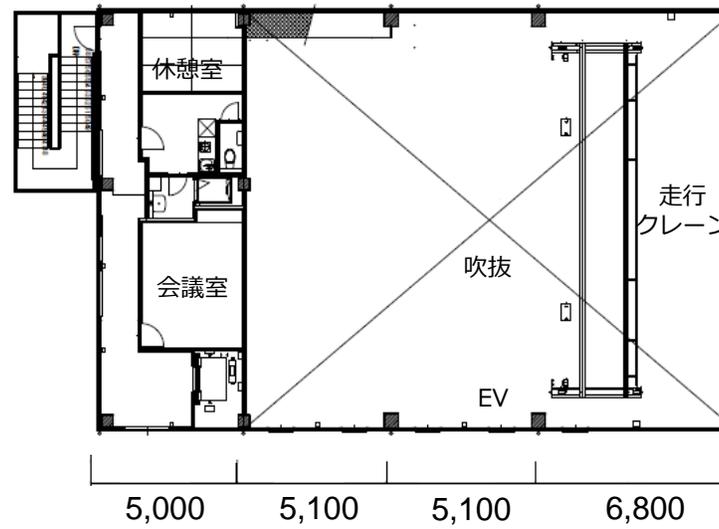
<主灰棟>



1階平面図



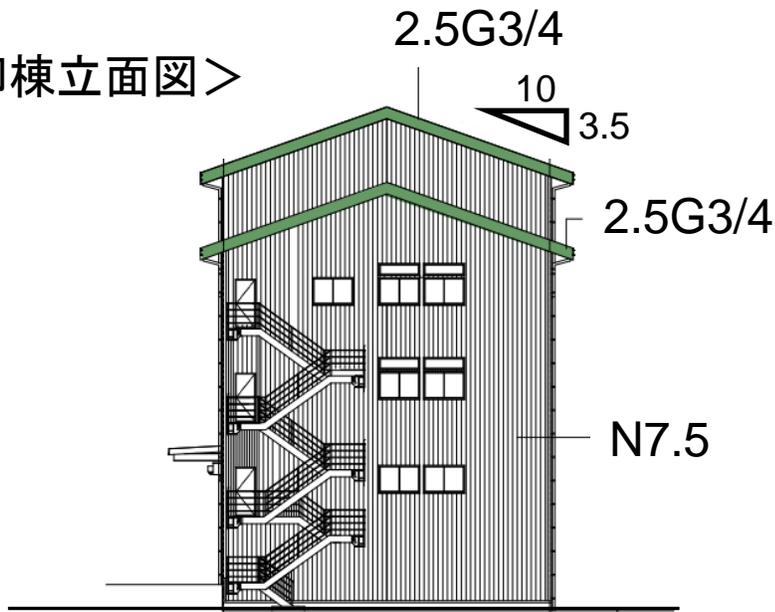
3階平面図



4階平面図

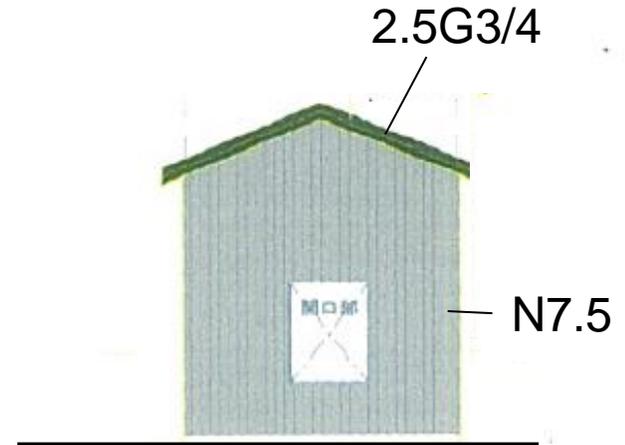
申請建物立面図

<焼却棟立面図>



北側立面図

<主灰棟立面図>



東側立面図

▽最高h=21.825 m



東側立面図

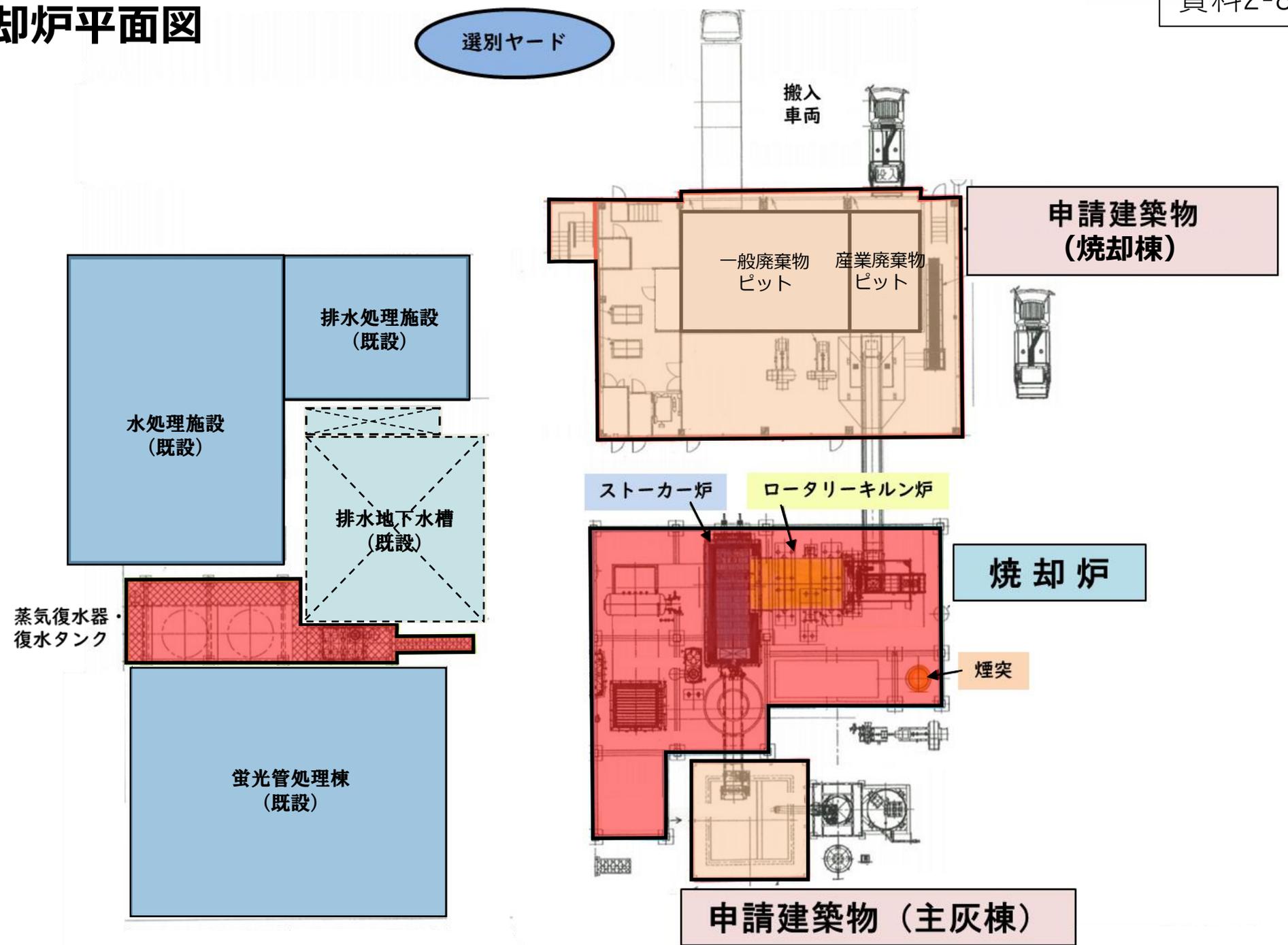
議2-9

最高H=8.55m



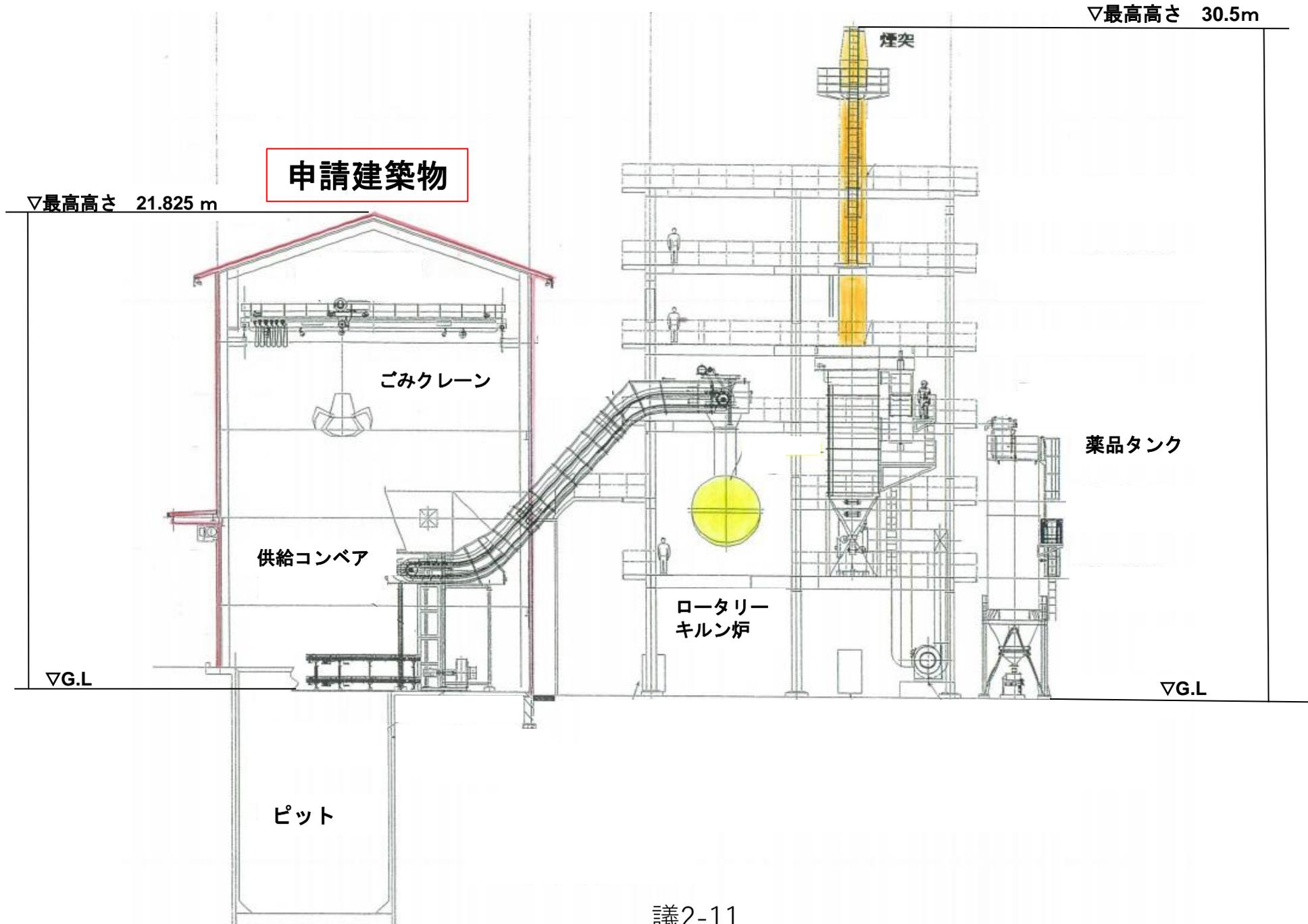
西側立面図

新焼却炉平面図



焼却炉立面図

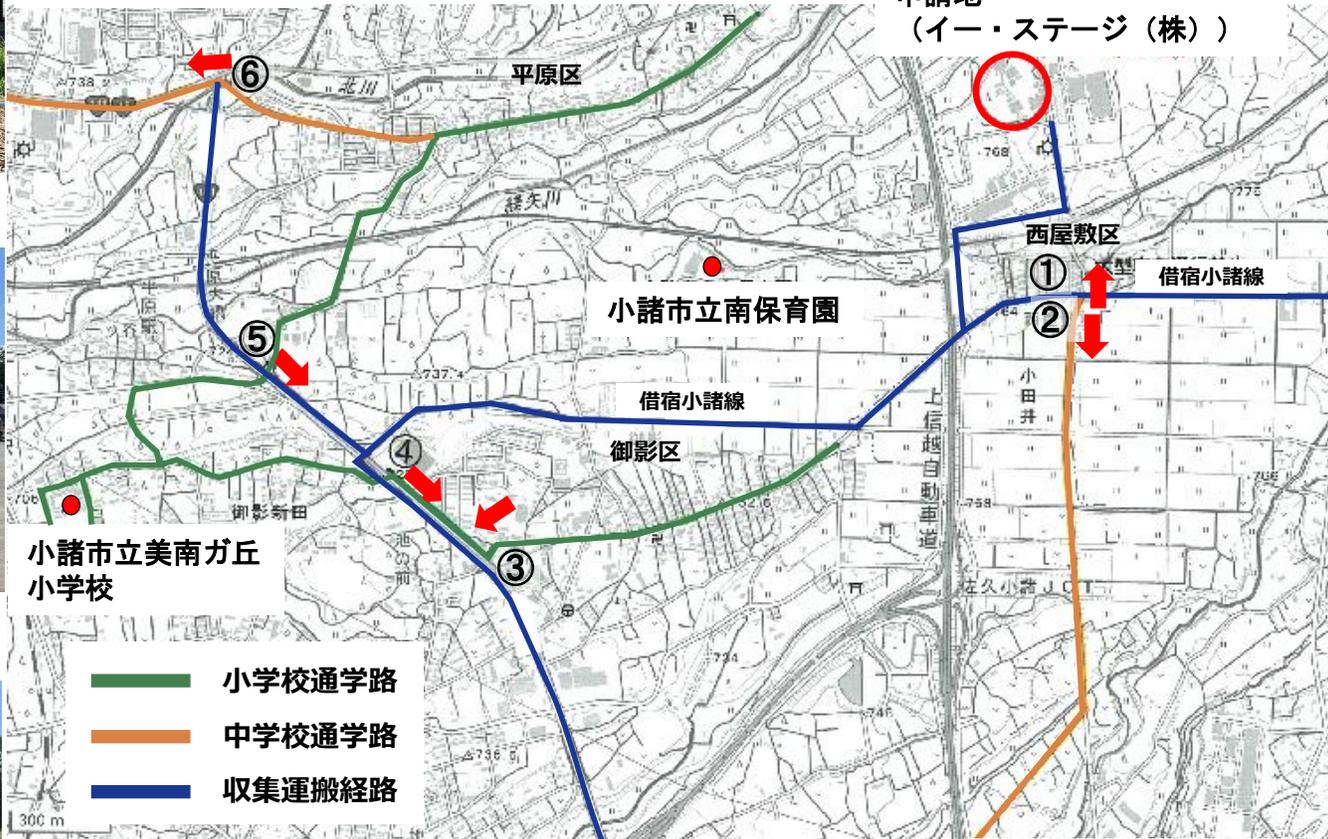
資料2-9



運搬経路図及び周辺通学路



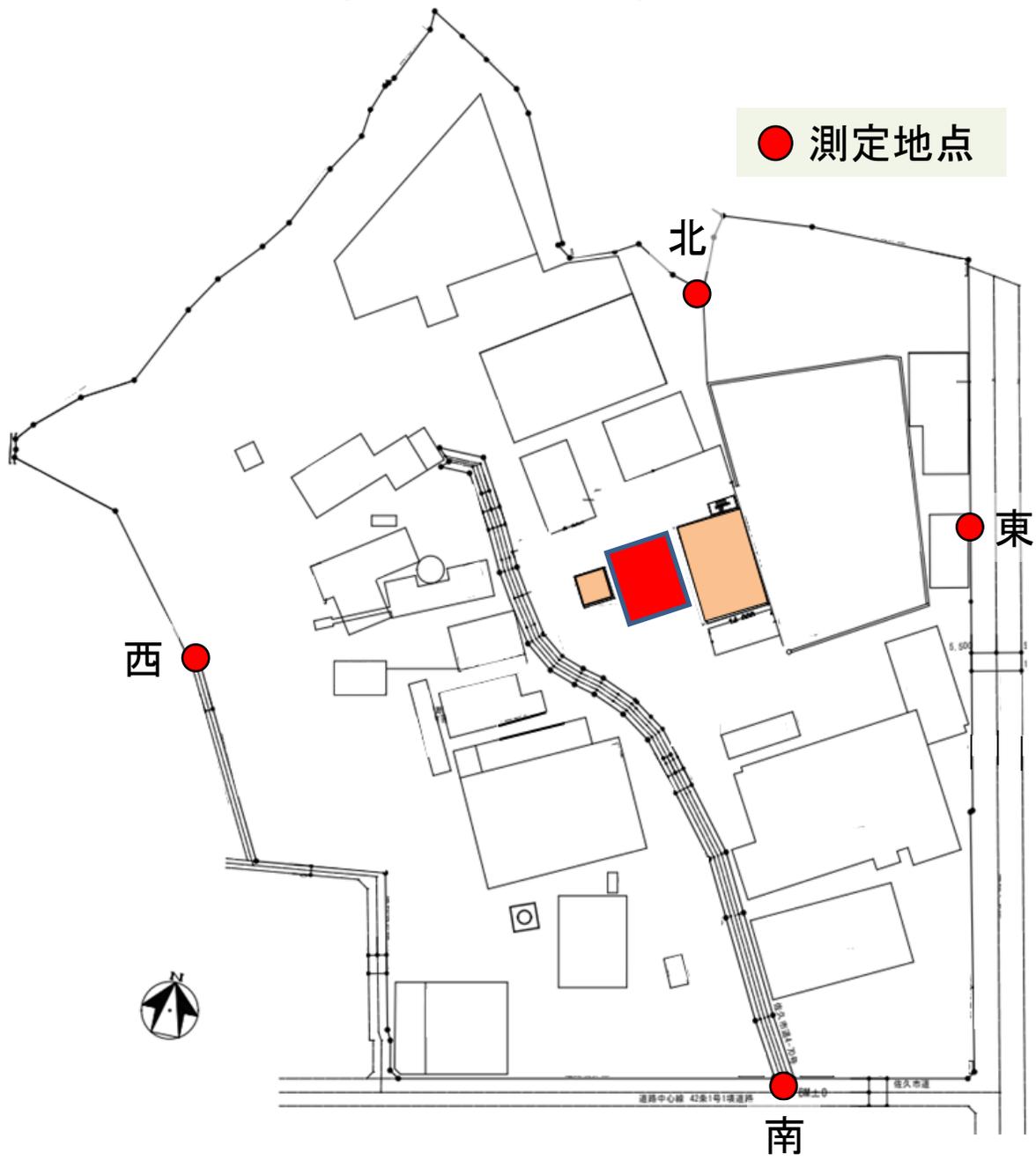
←至
小諸市立東中学校



✓至
佐久市立浅間中学校



環境調査（騒音・振動）

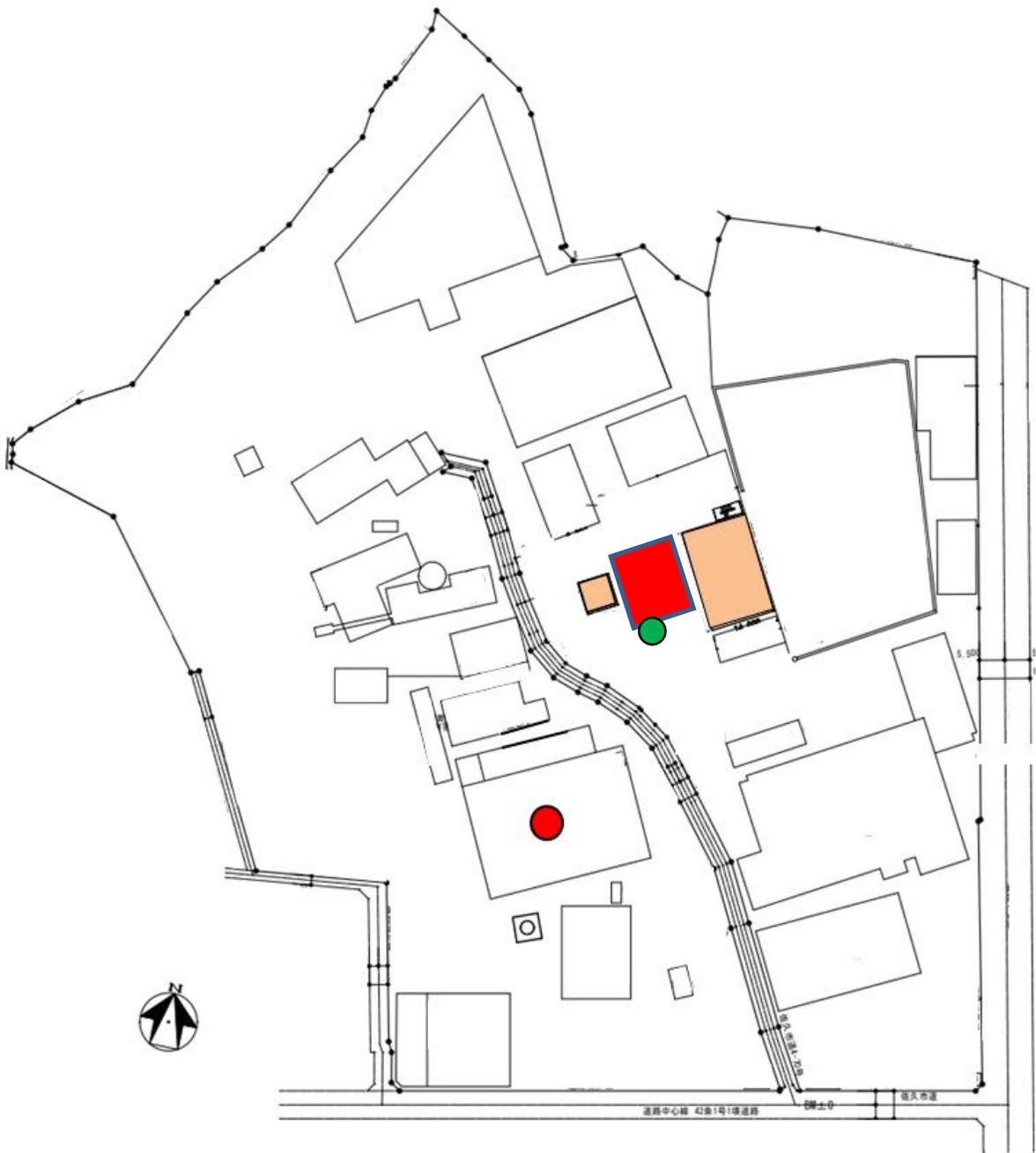


測定種別名 測定地点名	騒音レベル 測定結果 (dB)		振動レベル 測定結果 (dB)	
	既存	予測値	既存	予測値
北	62	62	40	43
東	61	61	44	43
南	62	58	41	45
西	55	58	48	45
規制値(昼間)	70		70	

※住民との公害防止協定によって目標値を65dBと設定

環境調査（大気）

資料2-12



	現状	予測	基準値
二酸化硫黄 (m・N/h)	0.204	0.20	規制無
同上K値	0.214	0.21	14.5
二酸化窒素 (cm/m・N)	57	57	250
浮遊粒子状物質 (g/m・N)	0.025	0.015	0.08
塩化水素 (mg/m・N)	27	27	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m・N)	0.11	0.1	1

- 測定予測地点（新規焼却炉 煙突付近）
- 測定地点（現行2号炉）

	申請建築物
	新設焼却施設

植栽計画図



①



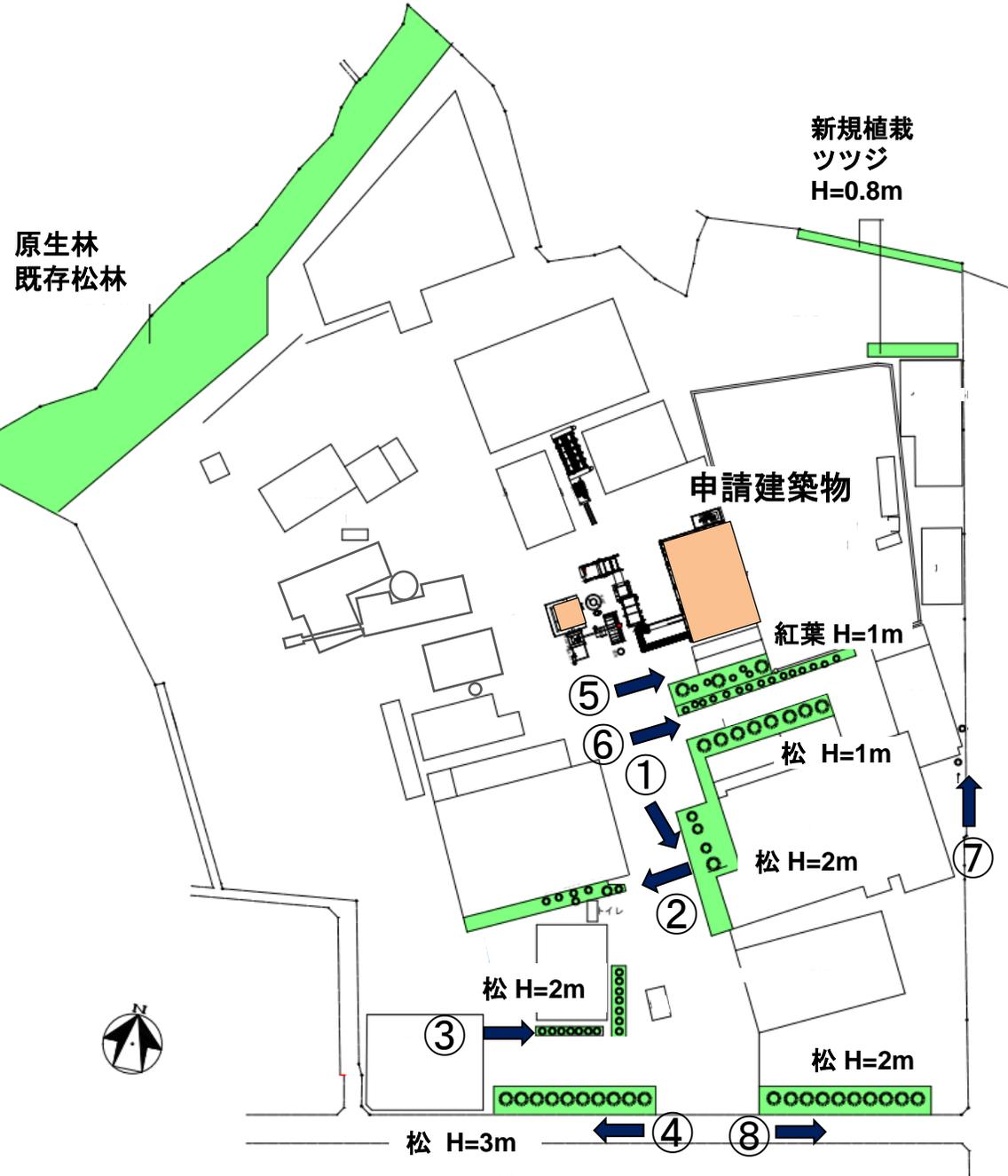
②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

位置についての判断①

資料2-14

項目	判断基準		計画内容の確認
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと		敷地の一部が工業地域で、周辺には工場が立地しており、宅地化、市街地化が促進される可能性は低い。
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと		近隣に教育施設、福祉施設はない。
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への2次的被害拡大の恐れがないこと		浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外であり、2次的被害の拡大の恐れは低い。
環境への配慮	施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認められること		<p>大気質</p> <p>煙突排ガスについて、各調査項目の予測値が基準値を下回ることを確認している。</p> <p>運搬車両による排ガスについては、処理能力が減少することによる運搬車両台数の減により問題はないと考える。</p> <p>ピット内臭気については、負圧とし、焼却空気として吸収燃焼させるため、外部に漏れる恐れは少ない。</p>
			<p>水質</p> <p>ピット内の排水及び床洗浄水等については、冷却塔において蒸発させるため、敷地外への排水はなし。</p> <p>事務所排水等については、合併浄化槽により処理している。</p>
			<p>騒音・振動</p> <p>新焼却炉の影響を考慮した騒音及び振動の予測値が、騒音及び振動規制法の規制値を超えないことを確認している。</p>
			<p>その他</p> <p>定期的（年1回程度）に測定し環境維持状況を検証する。</p>

位置についての判断②

項目	判断基準	計画内容の確認
運搬車両の周辺地域への影響	①交通渋滞による道路交通に支障ないこと。	現在の運搬車両台数は300台程度（往復）であり、周辺道路の現況交通量が交通容量を下回っていることを確認している。 なお、当該申請により処理量が減少することに伴い、運搬車両台数も減少するため、支障がないと考える。
	②交通安全上支障がないこと。	申請地周辺に人家はなく、通学路からも離れており、搬入路と通学路が重複、交差する部分には、地下道や歩道橋が整備されており、一定の安全が確保されている。
周囲の状況	①施設の高さ、大きさに応じて植栽等により、景観への配慮がされていること	計画建物の最高高さは約21mと既存焼却炉より1.5m程低く計画しており、煙突は30.5mと既存より6m程高くなっているが、煙突排ガスの影響を考慮した最低限の計画となっている。 色彩計画は既存建物の外壁と同じ色彩としており、植栽についても主要道路からの景観に配慮した計画となっている。

◎ 住民説明会の概要①

開催日時	主な意見等	回答
○佐久市西屋敷区 第1回説明会 (R1.12.7)	焼却炉を縮小する理由について伺いたい	新佐久クリーンセンター等の開設を考慮し、また環境に与える負荷を軽減するため、縮小しました。
	ごみの搬出量は年々増加しているのか	御影の処分地がなくなったことにより量は減少しました。なお、今回焼却炉を新設することにより搬入台数が増えることはありません。
	現在の能力より小さくした炉でも今後の受入れに十分対応できるのか	対応可能です。
	新しい焼却炉になれば煙突の排ガスは白く見えなくなるのか	排ガスは気温や湿度により変化するため、状態的には現状と同じです。
	新炉で連続運転するとダイオキシン問題もなくなるのか	現状でも問題はなく、新炉でも問題はありません。
第2回説明会 (R3.6.5)	新焼却炉の完成予定はいつごろか	令和6年から7年を予定しております。
	毎月放射線濃度の報告書ももらっているが、10年も経過しているため不要でないか	区長より、半年に1度にまとめて報告するようご指示をいただきました。

◎ 住民説明会の概要②

開催日時	主な意見等	回答
○小諸市平原区 第1回説明会 (R1.12.21)	焼却炉の設置場所は今までと同じ場所か	今までの場所の手前となります。
	既存の焼却炉より性能は良くなるのか	新しい設備となり性能は向上します。
	繰矢川の下流で水田を行っているが、川の水質等管理しているのか	弊社はクローズドシステムで施設等により発生した排水等の放流は一切行っていないため、水質検査等はありません。
第2回説明会 (R3.6.12)	機械の入れ替えを行うのか	既存の焼却炉（90t）を廃止し、新たに焼却炉（50t）を新設します
	新炉をスケールダウンして経営は大丈夫か	これからのごみの排出状況等を考慮し、50tが適切であると判断しています。
	ごみの受入料金は値上がりするのか	新設により値段が極端にあがることはありません。
	新設時に見学させてほしい	了解しました。

◎ 住民説明会の概要③

開催日時	主な意見等	回答
○小諸市御影区 第1回説明会 (R1.12.15)	煙突の高さは今までの同じか	前回は20m程度ですが、今回は煙突排ガスの環境影響を考慮して、30mとしております。
	炉の温度は何度くらいか	基準は800℃で、弊社では900℃から1000℃で燃焼しています。プラスチック関係のごみが多く、高温での運転することになります。
	燃料は重油ですか	現在は灯油ですが、今後はA重油を使用する予定です。ただ、現在検討中であり、灯油のままで行う可能性もあります。
	年間の処理量はどのくらいでしょうか	年間15,000t程度です。
	24時間稼働ですか	そうです。
第2回説明会 (R3.6.19)	今回の説明会はどのような位置づけなのか	手続き上、2回行わなければならないとなっております。

◎ 住民説明会の概要④

開催日時	主な意見等	回答
○御代田町 馬瀬口区 第1回説明会 (R1.12.7)	環境測定はどこが行っているのか	第三者機関によるもので、自社で行ったものではありません。
	測定地点は定点なのか	定点でなく任意によるもので、毎回測定場所は変わります。
	大気汚染防止法の測定地点はどこで行っているのか	煙突の出口で行っています。
	災害時の焼却処分を考えると、規模を小さくするのは妥当ではないと考えるがいかがか	災害時における廃棄物の処分については、他社と共同で行っております。これからも地元優先で処理を行ってまいります。
	特別管理型産業廃棄物の処理はいつから行っているのか	操業当時から行っております。
第2回説明会 (R3.6.7)	焼却炉の耐用年数はどのくらいか	15年から20年と言われており、当社焼却炉は27年経過しております。
	50t以上の搬入要請があった場合どうするのか	連携業者と協力して対応することとし、適正保管量を超えないようにします。